

27年9月議会

平和祈念資料館の果たすべき役割と展示

質問

皆さん、おはようございます。きょうも爽やかな朝ですね。

吹田新選会、足立将一、会派を代表して質問させていただきます。

さきの国会で安全保障関連法案が可決されました。世界におけるアメリカの影響力が低下しつつある現在、アメリカとの同盟及び核の傘のもと守られてきた我が国の平和が転換点にあることは明白であり、その中でこの安全保障問題が国民的な議論になったことは歓迎すべきことです。

憲法前文には、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してとあるところ、現実世界では中華人民共和国によるフィリピンやブータンの領土侵略や南沙諸島での軍事目的の滑走路建設、尖閣諸島や小笠原諸島周辺での我が国への領海侵犯、ウイグルやチベットでの弾圧、台湾への野心、朝鮮民主主義人民共和国の日本海に向けてのミサイル発射訓練や核開発など、諸国民、特に近隣諸国の公正と信義が信頼できない状況となっております。

戦争反対と叫ぶことも大事かもしれませんが、それだけで平和となれば苦労はございません。国際情勢を直視し、自国の外交力及び政治力で、今後も平和を維持していく努力が不可欠となっております。

民主主義国家にとって最も恐ろしい世論の力、大東亜戦争時において最も戦争をあおった世論が、現代日本において暴走しないよう、国民一人一人が思考停止に陥らず、平和を維持するために何が必要かを真剣に考えてこそ平和国家として日本があり続ける手段であります。

今回は7月定例会で申し上げました、教育において重要な縦軸と横軸の育成のために必要な施策について提案させていただきます。

まずは、過去を知り、未来に思いをはせる縦軸の部分、歴史を学ぶツールとしての平和祈念資料館のあり方についてです。

平成23年12月の人権文化部長の答弁では、施設運営について、二度と戦争を起こさないよう、日本が戦争に至った原因や背景などを市民の皆様とともに考えることができるような施設となるように、資料の展示方法について工夫していきたいという答弁をいただいておりますが、実際の施設においては、さまざまなイベントや展示方法の工夫が見られるものの、答弁でいただいたような状況ではないことが現状です。

そんな中、ことしの4月、我が市の平和祈念資料館移設の際に参考としたとしている大阪府の施設、ピースおおさかのリニューアル工事がなされ、ホームページには次の文言が書かれています。戦争の悲惨さを知り、体感しさえすれば、それで平和が訪れるものではありません。平和とは何か、そのために何をすべきか、何ができるかを、私たち一人一人が考え、今できることを地道に実現に移すことが求められていますと。

実際に視察させていただいた中では、当時の世界情勢や戦争に至った経緯がまとめられ、その後、米軍の戦争犯罪である8度の大阪への無差別爆撃の詳細な説明など非常に勉強となるものでした。単に戦争の悲惨さや当時の生活を知るだけでなく、平和の実現のために一人一人が何をできるか考えるきっかけを与えてくれる場所になりつつあります。

我が市の吹田市立平和祈念資料館もあと二歩も三歩も踏み込むべきではないでしょうか。学校でも学べるような展示内容であれば多額の税金をかけて施設運営をする必要はなく、博物館において企画展を開催するなどの別の手法を考えるべきです。ピースおおさかを参考にいま一度展示のあり方を見直すべきであると考えますが、担当部局のお考えをお聞かせください。

小西義人人権文化部長

平和祈念資料館では、約3,500点の市民から寄贈された戦前、戦中、戦後に係る実物資料を、子供から大人まで、誰もがわかりやすいように工夫しながら、常設展示を行っております。今後も、より効果的な展示を行うために、資料館の役割であります戦争の悲惨さや戦争に至った背景などを理解し、平和に対する意識が深められるような、例えば、よりテーマを鮮明にした展示や、平和について考えるきっかけとなるよう、身近な問題に関する展示の充実など、限られたスペースではありますが、ピースおおさかなど、他の類似施設にも学びながら運営してまいりたいと考えております。

以上でございます。

質問

また、答弁でいただきました、戦争に至った背景などを理解しという部分を特に重視していただければと思います。

SEALDsという若者が中心とされる団体が安全保障関連法案に反対しデモ活動を行い、マスコミが注目いたしました。

結果として、朝日新聞への1,000万円はかかるであろう意見広告の掲載やホームページの内容を見ておりますと、某政党と極めて密接な関係が類推されるのですが、大切なのは、学びて思わざればすなわちくらし、思いて学ばざればすなわちあやうしであります。我が国が平和であり続けることを願い、行動することは大切ですが、それを実現するために具体的に必要なことを我々は知識として体得する必要がございます。

本来ならば学校教育でそのようなこともできればよいのですが、それができない以上、補足あるいはさらに深いことを学ぶきっかけとして平和祈念資料館があるべきだと考えますが、その必要性及び現在平和祈念資料館がそのような役割を果たしているかについて担当のお考えをお聞かせください。

小西義人人権文化部長

平和祈念資料館の必要性及び現在果たしている役割でございますが、多くの市民からの実物資料の寄贈にもございますように、市民の平和への意識や願いを無駄にしないためにも、平和への思いを後世につないでいくための施設として必要であり、そういった役割を果たしていけるよう取り組んでいるところでございます。

来館者のアンケートにおきましても、子供にわかりやすく展示されている、戦争を知らない年齢だが考えるきっかけになったなどの感想がある一方、子供の目線から捉えた企画をしてほしい、もっともっと伝えていく取り組みをしてほしいなどの声もいただいております。

そのため、現在も、職員が工夫をしながら、子供たちの平和を考える場としての活用を呼びかけ、学童保育や保育園などに利用していただく一方、多くの子供たちにも資料館を知っていただくためのイベントとして、七夕ササ飾りや折り紙を使ったワークショップなど、子供にも参加しやすいイベントを開催し、来館者の誘致や戦争や平和への関心を高めるための取り組みを進めているところでございます。

先ほども御答弁申し上げたところでございますが、本市といたしましては、平和を考えるきっかけづくりだけではなく、平和祈念資料館のもう一つの役割でもあります戦争の悲惨さや戦争に至った背景など、平和に対する意識を深めていただけるような取り組みにも、引き続き力を注いでまいります。

以上でございます。

意見

多額の税金をかけて運営する施設です。私のもとで勉強する学生は必ず連れて行くことにしておりますが、見学の後、運営費を伝えると必ず言葉を失います。限られたスペースではありますが、より多くの気づきや学びを与えてくれる施設になっていただきたいのです。歴史や平和に関してはイデオロギーが絡むので公共施設での展示が難しいというのであれば、両論併記すればよいのです。さきの大戦が東京裁判での連合国側の認識である日本のアジアへの侵略ということを書くのであれば、その裁判で東條英機元総理が弁論された、支那事変の目的が防共と経済提携とによって日本と中華民国の国交を調整し、東アジアの安定を回復しようとしていたことや、それが米英ソによって妨害されていた事実。第1次世界大戦後の講和会議において、我が国が国際連盟規約中に人種平等主義を挿入することの提案をしたにもかかわらず、列強により葬り去られ、アジア民族が大いなる失望を感じたこと。大正11年のワシントン会議においては、東アジアの植民地状態、半植民地状態、当時は日本、タイを除いてほぼ全てのアジア諸国が植民地とされておりました。その状態が九カ国条約により再確認を与えられた結果となり、東アジアの解放を願う東アジア民族の希望と反する国際情勢になっていたとのことも書くべきです。

今後も、担当部局で市民が、戦争に至る経緯や、平和を守るために何が必要か、それをしっかりと自分たちの頭で考えられる平和祈念資料館のあるべき姿、それを検討し、改善し

ていただくことを要望いたします。

27年9月議会

吹田市における国際交流の可能性

質問

次に、今、私たちが生きる社会を学ぶ横軸の部分、吹田市における国際交流のあり方及び国際理解への促進について伺います。

この部分については施政方針で市長は触れられなかったもので、後ほど市長の御意見を伺いたいと思っております。

我が市は関西大学や大阪大学を初めとした多くの留学生が居住する市であり、また多文化理解のきっかけとなる国立民族学博物館があり、海外姉妹都市はバンクスタウンとモラトワと2市もあり、市民にとって外国人との交流のきっかけをつくりやすい環境にあります。まず担当部局に伺います。過去に同僚議員からの指摘もございましたが、担当部長が国際都市吹田と標榜する割に、いまいちその動きが見られないように感じます。

国際交流と一言で言っても、市民が国外に行く交流もあれば、外国人が一定期間我が市に在住する場合、あるいは永住し、住民としてともに暮らす場合などさまざまな形がございます。

市として、どの分野にどのような課題を持ち、その解決のための今後進めるべき具体的施策についてお聞かせください。

また、実施計画を見る限り、国際交流の推進においては国際交流協会との連携が中心となっているようですが、市として国際交流協会に求める働き及び着目すべき事業内容、国際交流協会の事業実施における他団体との交流についてお聞かせください。

小西義人人権文化部長

国際交流におきましては、議員御指摘のように、市民が海外に行く交流や、外国人が一定期間本市に居住する場合、あるいは永住し、住民としてともに暮らす場合など、さまざまな形がございます。

その中で、第3次総合計画では、在住外国籍市民の支援を通して、外国籍市民にとっても暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進することを定めているところでございます。

その支援の方法といたしましては、言葉の壁の解消を目的とした、日本語による会話が十分できない外国籍市民に対する日本語教室の開催や、在住外国籍市民が市内提携医療機関を受診する際の通訳ボランティアの同行事業の実施、また、多言語における生活のガイドブックの作成などを行っているところでございます。

今後は、これらの事業の充実とともに、在住外国籍市民への一層の広報、啓発が必要であると考えております。

次に、本市が国際交流を進めるに当たっては、公益財団法人吹田市国際交流協会との連携が重要となっており、同協会に対しては、本市における多様な文化、言語、習慣、宗教等

を互いに認め合い、地域住民と外国籍市民がともに支え合って暮らせる、多文化共生社会の実現のための事業に対し、補助金等の交付を行っているところでございます。

同協会におきましては、市民主体の国際交流・国際協力、国際化の人づくり支援、在住外国籍市民への支援を本市の国際化の取り組みにおける3本柱と定め、在住外国籍市民への日本語教室の開催や、医療機関への通訳ボランティアの同行事業を初め、異なる文化を理解するための講座や国際交流の情報発信を行うなど、多くの事業を実施していただいております。

また、他団体との交流につきましては、国際交流にかかわる団体がつながり、地域における国際交流、異文化理解、多文化共生、国際協力などの情報交換をすることで、それぞれが連携、協力を目的とした吹田市国際交流団体ネットワークを構築し、連携を進めていただいているところでございます。

今後も多文化共生社会の実現に努め、本市における国際化が市民全体のものとなるよう、さらなる推進が必要であると考えております。

以上でございます。

質問

国際交流協会についてなんですけども、事業報告等を見ておりますと、本当にさまざまな諸団体との連携が見られます。恐らく、その団体と国際交流協会がさまざまなツールを持っておると思いますので、他の部署も国際交流関係についてはぜひ共同でさまざまな事業を実施していただければと思います。

さて、ここからは市長に伺います。

I can speak English. And it's Japanese English. So I usually make a mistake on pronunciation. It's not a big problem at conversation. Of course my English is not good for business. But it's very useful for making friends.

ここから日本語でいきますね。

英語を特に私は得意ではないんですけども、大事なのは、英語が上手にしゃべれるかどうかではなくて、しゃべる勇気であるとか、間違えてもいいやという開き直りかなと思っております。そして、最も大事なのは、日本に来た外国人に対してどのようなことをしゃべるかだと思います。

外国の友人を、例えば神社に連れていくときは神道や作法について話しますし、歴史的な場所、例えば大阪城のような場所に連れていくときは豊臣秀吉や大阪の陣の話をするだけでも喜ばれます。どこで英語を勉強したんだと聞かれることもあります。私自身は海外に一度も留学したことはなく、中学と高校の受験英語のみが勉強歴でございます。

そのときに、外国の彼らと議論となるのが、日本人は話すことを極端に恐れるということでございます。私の経験でしかございませんけども、大事なのは語学ではなくて、外国人と話すきっかけですね、外国人と話して行って、互いの違いや共通点を知って理解するこ

とこそが国際交流において大事だと考えております。

もちろん、国際社会においては英語が最も便利なツールなので、とても有効で、前市長が進めた英語で話せる吹田っ子ということにも一定賛同いたします。

しかし、同時に進めるべきは児童に外国人と交流する機会をなるべくたくさん与えて、留学することや海外で働くことへの抵抗を少なくし、彼らの可能性を最大限伸ばすことであると考えます。

市長がある団体での講演で、人は教育するものではなく、勝手に育つものだという趣旨の発言をなされました。その点、賛同いたします。しかし、そのためには環境を整えることこそが非常に重要です。

現在、吹田市の国際交流において中心軸がない、そのように感じます。この点について、市長のお考えをまずお聞かせください。

また、今後の国際交流事業においては青少年に対するさまざまな機会の提供ということに柱にすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

現在の所管に国際感覚豊かな職員がいない場合は、職員を育成する、あるいは外部の知恵をかりるといったことが必要ですが、今後の吹田市の国際交流のあり方を検討するに当たり、より有効な施策を打てるような体制を整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

小西義人人権文化部長

市長にとのことですが、まず担当部よりお答え申し上げます。

青少年の国際交流につきましては、グローバルな人材を育成する観点からも、未来を担う子供たちが交流の機会を持つことは重要であると考えております。

公益財団法人吹田市国際交流協会におきましては、外国語での絵本の読み聞かせや体験学習の場の提供などの、子供を対象とした国際理解事業を実施しておりますが、今後も同協会や、関係機関と連携しながら、青少年の交流機会を提供してまいりたいと考えております。

次に、国際感覚豊かな職員の配置についてでございますが、定期人事異動に向けた異動希望申告制度の効果的な実施のため、各所属の求める人材等に関する情報の発信を昨年度行っております。人権文化部といたしましても、このような機会を捉まえまして、事業の内容や求める人材像などを情報発信し、人材の掘り起こしを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

後藤圭二市長

基礎自治体にとりまして国際交流事業は、かつて私たちが直接外国人と接する機会が少なかった時代にその機会を広げるといった行政上の目的、役割がございました。

近年、直接、間接を問わず、旅行や留学、来日外国人の増加、インターネットを通じて、

社会にその機会が飛躍的にふえていること、また、それをお支えするNPOなどの活動が非常に活発になってきているということ、私自身、日々の生活の中でも実感しているところでは。

そういう意味では、若年者に国際交流を行う機会、これを提供するというのは非常に重要な行政上の役割だと思っております。

今後は本市に来訪される外国人市民の増加に対しまして、そのサポートを通じて国際理解をも広げる事業に力点をシフトをする必要性を感じており、その体制の整備を研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

質問

ありがとうございます。指摘させていただいたようにですね、やはりちょっと国際交流、吹田市としてこうあるべきだという中心軸がやはりないように感じるんですね。その部分は、政策決定の部分だと感じますので、市長の意思等をしっかりと反映された中で、たくさんの有識者の意見を伺いながらではございますが、その部分でしっかりと政策決定していただいて、今後、積極的に、それこそ、前部長が言われました国際都市吹田になるように、積極的に進めていただければと思います。

我が市の国際交流について、少し残念なことがございましたので苦言を呈しておきます。

先日、姉妹都市のバンクスタウン市から市長初め議員団の方々が来られました。正面玄関でお迎えし、その後、委員会室で御挨拶という流れだったのですが、議長、副議長以外の議員は締め出しを食らうという状況でした。通常であれば、海外の姉妹都市の議員団が来られるのであれば、こちらも議員団でお迎えするということが礼儀でございますが、それがかなわず、夕食会には声もかからないという状況です。

国際交流は人と人とのつながりこそが最も大事です。日本とオーストラリアという距離のある状況でせっかくお越しの際に議員同士の関係を深める機会を逃したこと及び担当所管の配慮のなさを非常に残念に感じます。

先ほどの職員体制に触れたのもこのことが大きな理由です。間もなく組織改正がなされるとのことですが、先ほどの吹田市における国際交流のあり方についての担当所管の答弁を聞く限り、今のまま文化のまちづくりの所管とし、(仮称)文化部に置くよりも、地域自治や市民生活を所管とする(仮称)市民部の所管とすべきと考えますが、担当部長の御所見をお聞かせください。

小西義人人権文化部長

人権文化部といたしましては、今回の組織改正でどういった組織になるかにかかわらず、文化施策のより一層の充実、推進に努めてまいりたいと考えております。

もちろん、あわせまして国際交流関係の施策につきましても、より一層の充実、推進に努

めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

意見

先ほどおっしゃった吹田市における国際交流の事業内容が文化なのかどうなのかという部分をしっかり検討していただき、行政経営部のほうともしっかりと御議論いただければ幸いです。

27年9月議会

期日前投票所の拡大について

質問

次に、期日前投票所の拡大についてでございます。

間接民主主義において利益団体や業界団体等が特定の政党や候補を応援することはあってしかるべきですが、投票率が下がり、各種団体の力が政策決定の場において大きくなりすぎることについて私は問題視しております。

投票率向上のために、前任期から期日前投票所の拡大について提案をしてまいりました。公職選挙法が改正され、来年夏の参議院議員選挙から18歳以上の男女に選挙権が認められることとなり、若者の投票率向上についても着目されています。若者がふだん行くような場所に投票所を設置することによって、選挙に対する関心を惹起することも可能と考えますし、近隣市において、豊中では大阪大学に設置、西宮ではららぽーとで設置と、進んできています。

吹田市における期日前投票所の問題点は、2カ所いずれも阪急沿線ということで、JR、北大阪急行を通勤・通学手段とされている方にとっては利便性が低い点が挙げられます。選挙結果調べを見ておりまして、大規模店舗店内及び商店街内放送による啓発もされているということなので、啓発を聞いてすぐに投票に行けるような環境や選挙が市民にとってより身近に感じる投票所の設置、また大学と協力しての構内での設置や、阪急以外の沿線への設置など、来年夏までに検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

吉川英次選挙管理委員会事務局長

期日前投票所は、平成15年6月の公職選挙法の改正により、仕事や用務のため投票日当日に投票に行けない方のために設けられた制度でございます。

本市におきましては、当初、吹田市役所3階の選挙管理委員室においてのみ開設してまいりましたが、平成23年執行の大阪府議会議員選挙から南千里駅前の旧千里市民センターにも増設し、現在、千里ニュータウンプラザで開設しておるところでございます。

また、本庁の期日前投票所につきましては、平成26年の衆議院議員総選挙から中層棟1階正面玄関に移設し、有権者の利便の向上を図ってまいりました。こうしたことにより、期日前投票所で投票をする方は毎年増加をしております。

具体的に申しますと、衆議院総選挙では、期日前投票所での投票者数は平成21年では2万2,576人、全投票者数の11.46%、平成24年では2万2,766人、全投票者の12.65%、平成26年では2万5,074人、全投票者の15.56%と増加してきております。

しかしながら、投票率は平成21年の69.84%、平成24年は63.25%、平成26年は55.68%と低下してきております。

また、市議会選挙におきましても平成23年と平成27年を比較しますと、期日前投票者数

は8,371人ふえているにもかかわらず、投票率は49.71%から49.09%と0.62ポイントの減少となっております。

こうしたことから、投票期日に投票されていた有権者が前倒しで期日前投票所で投票されているのではないかということが推察されます。

また、大学等の学校施設での期日前投票所の開設についてでございますが、近隣の豊中市の大阪大学キャンパスで開設されました期日前投票の実績は、火曜日と水曜日の正午から午後7時までの2日間限定で開設され、近隣住民も含め約350人が投票されたと仄聞しております。主に啓発的意味合いの強い期日前投票所となっております。

選挙管理委員会としましては、このような期日前投票の状況を十分勘案しながら、今後、大学での期日前投票所の開設や新たな増設も視野に、まずは地道な有権者への利便の向上を続けることにより、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

これまで、そうしたことの 일환としまして、有権者数に応じた投票区の区割りの見直しや、投票所設置場所の見直しを検討、実施をまいりました。

あわせて、来夏の選挙権年齢の18歳への引き下げを見据え、本年9月11日には吹田市明るい選挙推進協議会と共催で白バラ講座としまして関西大学名誉教授の土倉莞爾氏を講師に迎え、18歳選挙権を考えると題したシンポジウムを開催し、若者の投票率向上に向けた講座を実施してまいりました。

今後、既に連携しております関西大学とは、引き続きどのようなことができるのか協議を継続してまいりますとともに、投票率向上を目指す学生団体であるi v o t e関西や市内の他大学や高校とも連携し、啓発活動を実施してまいります。

以上でございます。

意見

御丁寧な答弁ありがとうございます。

聞いておりますと、期日前投票所の設置と投票率向上については因果関係がないような御発言があったんですけども、当然、それだけで投票率が上がれば何も苦勞するわけではなくてですね、さまざまな啓発が必要だなと感じる中で、今もね、啓発を行っていただいていると、i v o t e等も協力して、関西大学とも協力してやっているということなんですけども、一度ね、数値目標等を持って事業をなさると効果が上がるのではないかなというふうに感じます。

当然、その選挙に対する市民の注目度等も関係してくるところではございますけども、その注目度に左右されるのではなくて、選挙に行くのは当たり前というような、そういうような状況をつくり出すことも市として大事ななと思います。

私たち議員は、現在は有志でございますが、議会報告会を行うことで市民に吹田市政への関心を持っていただこうと努力しているところでございますので、ぜひとも選管も積極的にさまざまな面で協力いただけますように要望いたします。

27年9月議会

子育て事業の民間委託及び民営化の方針について

質問

次に、子育て事業の民間委託及び民営化の方針について、市長に伺います。

留守家庭児童育成室の民間委託については委員会で議論させていただきますので、今回は保育所民営化に絞っての議論とさせていただきます。

我が会派は民間委託及び民営化にはおおむね賛成であり、保護者の不安解消に努めることを従前より要望してまいりました。

前回の議会で保育所民営化については、さらに1年先送りする旨を市長が明言されたこともあり、民営化や耐震工事費削減により捻出できる財源を早急に子育て支援の拡充に用いるべきと考えておった我々といたしましては、非常に困惑しているところではございます。また、保護者にも混乱を与えているように感じます。

先日の、私ども議員と保護者との意見交換を踏まえて、1点市長に確認しておくべきことがございます。

今回の保育所民営化については、後藤市長の政策決定で間違いありません。民営化する理由や園の選定基準については井上市政の判断を引き継がれたのでしょうか。あるいは、別途理由等がある場合は御説明ください。

橋本敏子こども部長

市長にとのことですが、まず担当のこども部からお答えいたします。

公立保育所の民営化につきましては、平成25年（2013年）9月に公立保育所民営化実施計画を策定し、その後、本年8月には、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までに5園を民営化することを政策決定いたしました。

民営化園の選定につきましては、公立保育所が持つセーフティーネット的な役割と子育て支援の地域拠点としての機能に考慮し、まず公立保育所が市域に適正に配置された上、民営化したときに安定的、継続的な園運営が期待できる園を総合的に判断したもので、公立保育所民営化実施計画に示した考え方につきましては現在も変わりございません。

以上でございます。

後藤圭二市長

公立保育所の5園の民営化につきましては、待機児童対策を目的として、将来の子供とその親のニーズも見据えて行政の責任を果たさなければならない立場から、待機児童対策や子育て施策を充実させていくための財源確保の手段として実施すると決定をしたものであり、前市政の判断をそのまま引き継いだものではございません。

実施に当たりましては、これまでの一方的な進め方を改め、保護者の理解が進むよう十分

に説明を行っていくべきとの考えのもとで誠意を持って進めており、この8月に平成30年度を初年度とする3年間での実施について、改めて政策決定をしたところでございます。以上でございます。

意見

改めての御発言ありがとうございます。

白紙云々の話があったんですけれども、改めてしっかりと御自身で決断されたということで、非常に厳しい状況ではございますが、その決断に対しては敬意を表させていただきます。

政治家という仕事は、御承知のとおりだと思いますけれども、決断と責任だと私は感じております。その決断と責任に対しては、当然、反対意見も出てくるものではございますが、将来を見据えて、あるいは全体を見据えて判断されたということなので、しっかりと進めていただければ幸いです。

27年9月議会

防犯カメラの効果拡大の手法について

質問

最後に、防犯カメラの効果拡大の手法についてでございます。

昨年度から2カ年でモデル事業を実施されている防犯カメラの設置事業ですが、今回はその効果の拡大について伺います。

大阪府警察安まちメールに登録しておりますと、不審者情報や性犯罪の情報が数多く入ってくることから、防犯カメラ設置に関しては、子供や女性を被害から守るために早急に対処すべき案件です。

そんな中、先日、防犯防災総合展に伺った際に、防犯設備士による講義を受講してまいりました。防犯カメラの設置と一言で言っても設置箇所や台数、撮影範囲、角度、画角、夜間の撮影における調整など、事件解決に向けて有効な映像を撮影するためには留意すべき点が多くございます。

せっかく設置したにもかかわらず、映像が捜査に活用できないとなることは避けねばなりません。税金を投入して設置するのであれば、最大限効果を発揮するために、例えば防犯設備士による防犯診断やカメラの性能及び設置・運用基準などを参考に、今後設置する自治会等に、適切な助言をする必要があると考えます。

また、先行自治体では防犯カメラの運用等に関するガイドラインを作成し、プライバシーの保護や管理責任の明確化など、防犯カメラの設置を検討する市民にとって、わかりやすい情報提供を行っているところもございます。

犯罪防止や事件の解決に有効であり、今後、全市に拡大されることを要望いたしますが、それに先立ち設置効果がより有効になるような手だてを打つべきだと考えますが、現状と今後の方針について、担当部局の考えをお聞かせください。

羽間紀雄危機管理監

防犯カメラの設置に際して、犯罪の抑止力や住民の安心感の向上を図るため、防犯カメラの設置を示す看板の設置箇所の工夫などについて、警察署からの助言を得て、地域での調査、検討を行い、設置場所を決定していただいております。

防犯カメラの機種選定や撮影範囲、角度などについては、専門業者からの技術的な助言を受けるとともに、プライバシーへの配慮を前提として、撮影範囲の住民の方々等の理解を得る中で進めていただいているところでございます。

設置後の管理運用につきましては、市が管理運用規程の原案をお示しし、地域での管理運用形態に即して作成され、これに沿って運用していただいているところでございます。

今後、防犯協議会等とも御相談をする中で、防犯設備士など専門的知見をお持ちの方々からの講座等が開催できないかどうか、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

意見

答弁いただいた中では、市が主体となって防犯カメラを設置する場合にはこれが該当すると思うんですけども、今現在、自治会が設置して、それに補助金を出すという状況の中で、自治会が契約主体となっているように感じるので、その自治会がしっかりとさまざまな専門的知識を活用できるような環境を整えることこそが大事だと考えております。

担当者とお話しさせていただく中で、防犯カメラの設置箇所や性能について問題意識はお持ちのようなんですけども、解決策をまだ見出せていないように感じますので、今後もさまざまな提案をしてみたいと思いますので、積極的な姿勢で事業実施していただくことを要望いたしまして質問を終わります。